

16 愛媛県特別会計条例の施行に関する事務及び県営林営に関する事務	1～3 省略				
	4 競争入札等参加者名簿の作成				○
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				

16 愛媛県特別会計条例の施行に関する事務及び県営林営に関する事務	1～3 省略				
	4 指名業者の選定				○
	5 県営林地の一時的使用の承認				○
	6 支障木の除去及び補償				○
	7 省略				
	8 省略				
	9 県営林看守人の指揮監督				○
	10 省略				
	11 県営林事業執行に伴う許可申請、届出、協議等の手続				○
	12 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 課長	
漁政課	1～4 省略				
	5 漁業近代化金融通法の施行に関する事務	1 省略			
		2 省略			
6～9 省略					
10 愛媛県農林漁業共同化資金の通関に関する条例の施行に関する事務（漁政課以外の課で該事を処理する場合を除く。）	1・2 省略				
	3 融資適格の承認				○
11・12 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 課長	
漁政課	1～4 省略				
	5 漁業近代化金融通法の施行に関する事務	1 融資機関との利子補給契約（愛媛県漁業近代化資金利子補給規程第3条）			○
		2 省略			
3 省略					
6～9 省略					
10 愛媛県農林漁業共同化資金の通関に関する条例の施行に関する事務（漁政課以外の課で該事を処理する場合を除く。）	1・2 省略				
	3 融資適格の承認	(1) 知事が特に必要と認めた資金			○
		(2) (1)以外のもの			○
11・12 省略					
13 輸出水産物の振興に関する法	1 事業場の登録（第3条第1項）				○
	2 届出に係る措置（第3条の4）				○
	3 登録の取消し及び事業の停止命令（第4条第1項）				○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
漁港課	1 省略				
	2 愛媛県漁港管理条例の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
	3・4 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
漁港課	1 省略				
	2 愛媛県漁港管理条例の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 使用の許可等(第10条)			○
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		3・4 省略			

別表第8 (第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
土木管理課	1 建設業法の施行に関する事務	1 建設業の許可に関する事 こと。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 省略			
		(7) 省略			
		(8) 省略			
		(9) 省略			
	2 経営事項審査に関する事	2 経営事項審査に関する事			
		(1) 経営規模等評価の申請の 時期及び方法等の決定 (_____ _____建設業法施行規則 (以下この項において「省 令」という。)第19条の6 第1項 _____)			○
		(2) 総合評定値の請求の時期 及び方法等の決定 (_____ _____省令第21条の2第1 項_____)			○
		(3) 省略			
2 浄化槽法の施行に関する事務	1 浄化槽工事業者の登録の取 消し及び事業の停止命令(第 32条第2項、第3項)		○		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
土木管理課	1 建設業法の施行に関する事務	1 建設業の許可に関する事 こと。			
		(1) 建設業の新規の許可(第 3条、第5条、第7条、第 15条)			○
		(2) 許可の拒否(第8条)			○
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 省略			
		(7) 省略			
		(8) 省略			
		(9) 省略			
		(10) 省略			
	(11) 省略				
	2 経営事項審査に関する事	2 経営事項審査に関する事			
		(1) 経営規模等評価 _____ (第 27条の26第1項、第2項、 第4項、第27条の27、第27 条の28、建設業法施行規則 (以下この項において「省 令」という。)第19条の6、 第20条第2項、第3項、第 5項、第21条)			○
(2) 総合評定値の通知 _____ (第27条 の29、省令第21条の2第1 項、第3項)				○	
2 浄化槽法の施行に関する事務	1 浄化槽工事業者の登録に 関すること。				
	(1) 登録の申請の受理(県外 に主たる事務所を有する浄 化槽工事業者に係るものに 限る。)(第22条)			○	

	10 省略				
8 省略					
9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務					
	1 省略				
	2 省略				

	8 認可の取消し及び採取の停止命令（第33条の12）			○	
	9 災害防止のための措置命令等（第33条の13、第33条の17）			○	
	10 省略				
	11 採取場、事務所等への立入検査（第42条）				○
	12 市町長からの災害防止に関する要請に基づく調査措置（第33条の14）			○	
8 省略					
9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務	1 解体工事業者の登録に関すること。				
	(1) 登録の申請の受理（県外に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限る。）（第22条第1項）				○
	(2) 登録の実施（第23条）				○
	(3) 登録の拒否（第24条）				○
	(4) 変更の届出の受理（県外に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限る。）（第25条第1項）				○
	(5) 変更の届出に係る登録（第25条第2項）				○
	(6) 登録簿の閲覧（第26条）				○
	(7) 廃業等の届出の受理（県外に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限る。）（第27条第1項）				○
	(8) 登録の抹消（第28条）				○
	2 省略				
	3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
河川課	1 河川法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 流水の占用の許可 _____（第23条）			○
		6 河川区域内の土地の占有及び工作物の新築、改築等の許可並びに国等の協議に対する同意（第24条、第26条、第95条）			○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
河川課	1 河川法の施行に関する事務	1～4 省略				
		5 兼用工作物の工事等の協議（第17条）			○	
		6 工事原因者に対する工事の施行命令（第18条）				○
		7 付帯工事の施行（第19条）			○	
		8 河川管理者以外の者の施行する工事の承認に関すること（第20条）。				
		(1) 工事等の面積1,000平方メートルを超えるもの			○	
		9 流水の占用の許可に関すること（第23条）				
		(1) 新規流水の占有及びこれに係る占有等の許可			○	
		(2) 国土交通大臣の認可又は承認を要するもの			○	
		10 河川区域内の土地の占有及び工作物の新築、改築等の許可並びに国等の協議に関すること（第24条、第26条、第95条）。				
(1) 占有期間1年を超えるもの			○			
(2) 1件の占有面積1,000平方メートルを超えるもの			○			

7	河川区域内の 土地の掘削等の許可 (第27条)		○	
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	河川管理上支障を及ぼすお それのある行為の許可(政令 第16条の8第1項)		○	
13	承継の届出の受理(政令第 16条の9第3項)		○	
14	指定の際の届出を要する行 為を行つているものからの届 出の受理(政令第16条の10第 2項)		○	
15	省略			
16	権利の譲渡の承認(第34条 第1項)		○	
17~20	省略			
21	渇水時における水利使用の 承認(第53条の2第1項)		○	
22	水利使用終了の届出の受理 (第53条の2第2項)		○	
23	水利使用終了の承認の取消 し(第53条の2第3項)		○	
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			

	(3) 面積を単位としないもの で1件の占用料10,000円を 超えるもの		○	
11	河川区域内の土石の採取及 び土地の掘削等の許可に關す ること(第25条、第27条)。			
(1)	土石等の1件の採取量 10,000立方メートルを超え るもの		○	
(2)	土石等以外の河川産出物 の徴収額50万円を超えるも の		○	
(3)	掘削又は切土の量10,000 立方メートルを超えるもの		○	
(4)	盛土の土量1,000立方メー トルを超えるもの		○	
12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	省略			
16	省略			
17~20	省略			
21	省略			
22	河川保全区域における行為 の許可に關すること(第55 条)。			
(1)	工作物の新築又は改築		○	
23	省略			
24	河川予定地における行為の 許可に關すること(第57条)。			
(1)	工作物の新築又は改築		○	
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
2	愛媛県 河川 流水 占用 料等 徴収 条例 の施 行に 關す る事 務			
1	流水占用料等の徴収及び減 免に關すること(第1条、第 3条)。			
(1)	占用期間6月を超えるも の		○	
(2)	1件の占用面積1,000平方 メートルを超えるもの		○	
(3)	面積を単位としないもの で1件の占用料5,000円を超 えるもの		○	
(4)	土石等の1件の採取量 10,000立方メートルを超え るもの		○	

2 公有水面埋立の施行に関する事務	1～6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					
	17 省略					
	18 省略					
	19 省略					
	20 省略					
	3 水防の施行に関する事務	1 省略				
		2 水防活動に関すること。 (1)～(8) 省略				
		3 省略				
		4 省略				
		4 省略				
5 省略						

3 公有水面埋立の施行に関する事務	(5) 土石等以外の河川産出物の徴収額50万円を超えるもの				○	
	1～6 省略					
	7 他人の土地への立入り又は一時使用の許可（第14条）				○	
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 埋立工事施行区域内にある物件の除却命令（第31条）				○	
	16 省略					
	17 省略					
	18 省略					
	19 省略					
	20 省略					
	21 省略					
	22 省略					
	4 砂利採取法の施行に関する事務	1 砂利採取場の全部又は一部が河川の区域内にあるときの第16条、第20条第1項及び第43条の規定による権限に関すること。				
		(1) 1件の採取量10,000立方メートルを超えるもの				○
		(2) 掘削又は切土の土量10,000立方メートルを超えるもの				○
		(3) 盛土の土量1,000立方メートルを超えるもの				○
5 水防の施行に関する事務	1 省略					
	2 水防活動に関すること。 (1)～(8) 省略					
	(9) 水防管理者等への指示（第30条）				○	
	3 指定水防管理団体の水防計画の協議（第32条第2項）				○	
	4 省略					
5 省略						
6 省略						
7 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 課長	
港湾海岸課	1 港湾法の施行に関する事務	1 省略			
		2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 課長	
港湾海岸課	1 港湾法の施行に関する事務	1 省略			
		2 港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可（第37条）			○
		3 省略			
		4 省略			
		5 臨港地区内における行為の届出（第38条の2）			○
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
砂防課	1 砂防法の施行に関する事務	1 省略			
		2 指定地の管理に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
	2 地すべり等防止法の施行に関する事務	1 省略			
		2 区域の管理に関すること。			
		(1) 省略			
	3 急傾斜地崩壊による災害防止に関する法の施行に関する事務	1 省略			
4 愛媛県砂防指定地管条の施行に関する事務	1 省略				
	2 省略				
5 土砂災害警戒区域等における土砂	1・2 省略				
	3 土砂災害特別警戒区域（以下この項において「特別警戒区域」という。）に関すること。				
	(1)～(3) 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
砂防課	1 砂防法の施行に関する事務	1 省略			
		2 指定地の管理に関すること。			
		(1) 市町に対する砂防工事の施行及び砂防設備の維持命令（第7条）		○	
		(2) 原因行為者に対する砂防工事の施行及びその砂防設備の維持命令（第8条）			○
		(3) 省略			
		(4) 省略			
	2 地すべり等防止法の施行に関する事務	1 省略			
		2 区域の管理に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 大臣又は知事以外の者が施行する工事の承認（第11条）		○	
		(3) 兼用工作物の工事の施行及び工作物を維持させる場合の協議（第13条）		○	
		(4) 工事原因者に対する工事施行の命令（第14条）			○
	3 急傾斜地崩壊による災害防止に関する法の施行に関する事務	1 省略			
		2 損失補償に関すること。			
		(1) 急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失補償の協議及び収用委員会への裁決申請（第18条）		○	
4 愛媛県砂防指定地管条の施行に関する事務	1 省略				
	2 砂防設備の占用の許可及び変更の許可並びに協議（占有期間が1年を超え、かつ、占有面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）（第5条第1項、第6条、第7条第2項、第8条第1項）		○		
	3 監督処分（第15条）		○		
	4 原状回復の指示等（第16条）		○		
	5 省略				
5 土砂災害警戒区域等における土砂	1・2 省略				
	3 土砂災害特別警戒区域（以下この項において「特別警戒区域」という。）に関すること。				
	(1)～(3) 省略				
	(4) 移転等の勧告（第25条第1項）		○		

27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
3 省 略					
4 愛 媛 県 外 告 告 条 の 施 行 に 関 す る 事 務	1・2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
5・6 省 略					
7 都 市 計 画 法 施 に 関 す る 事 務	1～9 省略				
	10 市街化調整区域に係る第34条第14号に規定する開発行為の許可に関する事（第29条第1項）。				
	(1)・(2) 省略				
	11 省略				
	12 開発行為の協議に係る合意（第34条の2第1項）				○

28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	監視区域内又は監視区域内の地価の動向及び土地取引の状況の調査（第12条第10項、第27条の3第3項、第27条の6第3項）				○
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	監視区域内での土地売買等の契約及び当該契約に係る土地の利用についての報告の徴収（第27条の9）				○
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
46	省略				
47	省略				
48	省略				
3 省 略					
4 愛 媛 県 外 告 告 条 の 施 行 に 関 す る 事 務	1・2 省略				
	3 広告物を表示する者等に対する指導、助言及び勧告（第29条）				○
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
5・6 省 略					
7 都 市 計 画 法 施 に 関 す る 事 務	1～9 省略				
	10 市街化調整区域に係る第34条第10号に規定する開発行為の許可に関する事（第29条第1項）。				
	(1)・(2) 省略				
	11 省略				
	12 開発行為の変更の許可（知事が許可した開発行為に係るものに限る。）（第35条の2第1項）				○
	13 開発行為の軽微な変更の届出の受理（知事が許可した開発行為に係るものに限る。）（第35条の2第3項）				○
	14 開発行為の廃止の届出の受理（知事が許可した開発行為に係るものに限る。）（第38条）				○
	15 開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築物の建築の許可（知事が許可した開発行為に係るものに限る。）（第42条第1項ただし書）				○

	13 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第43条第1項)			○	
	14 建築物等の新築等の協議に係る合意(第43項第3項)			○	
	15 省略				
	16 省略				
	17 省略				
	18 省略				
	19 省略				
	20 省略				
8～11 省略					
12 宅地造成等規制法の施行に関する事務	1～5 省略				
	6 造成宅地防災区域の指定等(第20条)			○	
13・14 省略					

	16 開発許可を受けた土地における建築等の制限で国が行う行為についての協議(知事が許可した開発行為に係るものに限る。)(第42条第2項)				○
	17 政令第36条第1項第3号ホに規定する建築物に係る許可(第43条第1項)				○
	18 省略				
	19 省略				
	20 省略				
	21 省略				
	22 省略				
	23 省略				
	24 監督処分(第81条第1項、第4項)			○	
	25 監督処分のための立入検査(第82条第1項)				○
8～11 省略					
12 宅地造成等規制法の施行に関する事務	1～5 省略				
13・14 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
建築住宅課	1 建築法の施行に関する事務	1 省略				
		(1) 省略				
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置(第3条第1項第3号、第4号、第42条第6項、第43条第1項、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第14項、第52条第15項、第53条第7項、第53条の2第4項、第55条第4項、第56条の2第1項、第57条の4第2項、第59条第5項、第59条の2第2項、第60条の2第7項、第67条の2第10項、第68条第6項、第68条の3第5項、第68条の5の2第3項、第68条の7第2項、第6項、第86条第5項、第86条の2第5項)			○	
		2 違反建築物の措置等に関すること。				
		(1) 違反建築物に対する措置(第9条第4項、第5項、第8項、第9項、第11項、第9条の3)			○	
		(2) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置(第9条第4項、第5項、第8項、第9項、第11項、第10条第4項)			○	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
建築住宅課	1 建築法の施行に関する事務	1 省略				
		(1) 省略				
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置(第3条第1項第3号、第4号、第42条第6項、第44条第2項、第46条第1項、第47条、第48条第13項、第52条第9項、第54条の2第1項第2号、第55条第4項、第56条の2第1項、第59条第5項、第59条の2第2項、第68条の4第5項、第68条の5の2第3項、第68条の7第2項、第6項、第86条の2第5項)			○	
		2 違反建築物の措置等に関すること。				
		(1) 違反建築物に対する措置(第9条、第9条の3)			○	
		(2) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置(第10条)			○	

(3) 省略				
(4) 定期報告対象の指定（第12条第1項、第3項）		○		
(5) 報告、検査等（第12条第5項、第6項）				○
3 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。				
(1) 省略				
(2) 構造計算適合性判定に係る専門的識見者に対する意見の聴取（第6条第7項、第6条の2第4項、第18条第6項）			○	
(3) 構造計算適合性判定結果通知書及び期間延長通知書の交付（第6条第8項、第9項、第6条の2第5項、第6項、第18条第7項、第8項）				○
(4) 特定工程等の指定（第7条の3第1項第2号、第6項）		○		
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 特定行政庁等に対する指示等（第17条第3項、第10項）		○		
(9) 敷地と道路との関係の特例許可（第43条第1項）				○
(10) 道路内の建築制限許可及び認定（第44条第1項第2号から第4号まで）				○
(11) 私道の変更又は廃止の禁止及び制限に係る措置（第9条第4項、第5項、第45条）		○		
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 用途地域等内の建築制限許可（第48条_____）				○
(15) 省略				
(16) 容積率_____の制限許可（第52条第10項、第11項、第14項）				○
(17) 建ぺい率の制限許可（第53条第4項、第5項第3号）				○
(18) 敷地面積の最低限度の制限許可（第53条の2第1項第3号、第4号）				○
(19) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域_____における建築物の高さの制限の緩和認定及び許可（第55条第2項、第3項）				○

(3) 省略				
(4) 報告、検査等（第12条_____）				○
3 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 特定行政庁等に対する指示等（第17条第3項_____）			○	
(6) 道路内の建築制限許可_____（第44条_____）				○
(7) 私道の変更又は廃止の禁止及び制限に係る措置（第9条第2項、第4項、第5項、第45条）			○	
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 用途地域_内の建築制限許可（第48条、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の建築基準法（以下この項において「旧法」という。）第48条）				○
(11) 省略				
(12) 延べ面積の敷地面積に対する割合（以下この項において「容積率」という。）の制限許可（第52条第6項から第8項まで）				○
(13) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内における容積率の制限許可（第54条の2第1項）				○
(14) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域又は第1種住居専用地域内における建築物の高さの制限許可（第55条、旧法第55条_____）				○

20 日影による中高層建築物の高さの制限許可（第56条の2第1項ただし書）				○
21 高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限に係る適用除外の認定（第57条第1項）				○
22 特例容積率の限度の指定及び取消し（第57条の2第3項、第4項、第57条の3第2項、第3項）		○		
23 特例容積率適用地区における建築物の高さの制限許可（第57条の4第1項）				○
24 省略				
25 省略				
26 都市再生特別地区における制限許可（第60条の2第1項第3号）				○
27 特定防災街区整備地区における制限許可（第67条の2第3項第2号、第5項第2号、第9項第2号）				○
28 景観地区における制限許可及び認定（第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号、第5項）				○
29 再開発等促進地区等の制限の緩和認定及び許可（第68条の3第1項から第4項まで）				○
30 地区計画等区域内における容積率の特例認定（第68条の4）				○
31 特定建築物地区整備計画等の区域の建築物の容積率の特例（第68条の5の2）				○
32 地区計画等区域内における建築物の高さの制限許可（第68条の5の3第2項）				○
33 地区計画等区域内における容積率及び建築物の高さの制限の特例認定（第68条の5の5）				○
34 地区計画等区域内における建築面積の特例認定（第68条の5の6）				○
35 省略				
36 省略				

15 日影による中高層建築物の高さの制限許可（第56条の2）				○
16 高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限に係る適用除外の認定（第57条第1項）				○
17 省略				
18 省略				
19 地区計画 区域内における容積率の特例認定（第68条の3第1項）				○
20 住宅地高度利用地区計画 区域内の制限に係る適用除外の認定及び許可（第68条の4第1項から第4項まで）				○
21 再開発地区計画区域内の制限に係る適用除外の認定及び許可（第68条の5第1項、第2項）				○
22 省略				
23 省略				
24 建築協定に係る措置（第73条第1項、第2項、第74条、第74条の2第2項、第3項、第76条、第76条の3第2項、第3項、第5項）		○		
25 被災市街地における建築制限（第84条）		○		
26 災害があつた場合において建築する仮設建築物に対する特例許可（第85条第3項）				○

5	エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に係る指示に従わなかった旨の公表（第75条第3項）	○		
6	建築士の施行に関する事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。			
		(1)～(4) 省略			
		(5) 申請書及び届出書の受理（第5条の2、第8条の2、第9条第1項第1号、細則第4条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第2項、第3項）			○
		(6) 懲戒処分（第10条第1項、第4項、第5項、細則第12条）	○		
		2 二級建築士試験又は木造建築士試験に関すること。			
		(1) 試験の実施（第13条、第15条の15第1項、第2項、第15条の17第5項、細則第17条_____）	○		
		(2) 合格の取消し等（第13条の2第1項、第3項）	○		
		3 県指定試験機関に関すること。			
		(1)～(17)省略			
		(18) 省略			
		(19) 省略			
		(20) 省略			
		(21) 受験者の不正行為に対する措置の報告の受理（細則第18条_____）			○
		(22) 省略			
		4 省略			
		5 建築士事務所に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
(3) 登録の抹消（第23条の8）			○		
(4) 登録簿等の閲覧（第23条の9）			○		
(5) 監督処分（第10条第4項、第26条第1項、第2項、第4項）	○				
(6) 省略					
7	宅地建物取引業の施行に関する事務	1 宅地建物取引業者の免許に関すること。			
		(1) 免許に係る措置（第3条第1項、第5条第2項、宅地建物取引業法施行規則（以下この部において「省令」という。）第4条の5_____）			○
		(2)～(6) 省略			
		(7) 名簿等の閲覧（第10条、省令第5条の2）			○

5	エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 建築物に係る指導及び助言（第15条第1項）			○
		2 特定建築物に関すること。			
		(1) 届出の受理及び指示（第15条の2第1項、第2項）			○
		(2) 公表（第15条の2第3項）	○		
		3 報告の徴収及び立入検査（第25条第4項）			○
6	建築士の施行に関する事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。			
		(1)～(4) 省略			
		(5) 申請書及び届出書の受理（第5条の2第1項、第2項、第9条_____、細則第4条_____、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項から第3項まで）			○
		(6) 懲戒処分（第10条第1項、第4項_____、細則第12条）	○		
		2 二級建築士試験又は木造建築士試験に関すること。			
		(1) 試験の実施（第13条、第15条の15第1項、第2項、第15条の17第5項、細則第17条、第18条第1項）	○		
		3 県指定試験機関に関すること。			
		(1)～(17)省略			
		(18) 身分証明書の交付（第15条の12第2項、第15条の17第5項）	○		
		(19) 省略			
		(20) 省略			
		(21) 省略			
		(22) 受験者の不正行為に対する措置の報告の受理（細則第18条第3項）			○
		(23) 省略			
		4 省略			
		5 建築士事務所に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
(3) 登録の抹消（第23条の7）			○		
(4) 登録簿等の閲覧（第23条の8）			○		
(5) 監督処分（_____第26条第1項、第2項_____）	○				
(6) 省略					
7	宅地建物取引業の施行に関する事務	1 宅地建物取引業者の免許に関すること。			
		(1) 免許に係る措置（第3条第1項、第5条第2項、宅地建物取引業法施行規則（以下この部において「省令」という。）第4条の5第2項）			○
		(2)～(6) 省略			
		(7) 名簿等の閲覧（第10条_____）			○

	(8)~(10) 省略			
	2 宅地建物取引主任者資格試験に関すること。			
	(1) 試験の実施(第16条、第16条の17第1項、第3項、 、省令第10条第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条)		○	
	(2)・(3) 省略			
	(4) 合格の取消し等(第17条第1項、第3項)		○	
	3・4 省略			
	5 宅地建物取引主任者証に関すること。			
	(1) 交付及び返納の受理等(第22条の2第1項、第5項から第8項まで)			○
	(2)~(5) 省略			
	6 営業保証金に関すること。			
	(1)・(2) 省略			
	(3) 保管替え等の届出の受理(省令第15条の4)			○
	(4)~(8) 省略			
	7・8 省略			
	9 監督に関すること。			
	(1) 指示及び業務の停止命令(第65条、第70条第1項、第3項)		○	
	(2) 省略			
	(3) 宅地建物取引主任者の事務の禁止及び登録の消除(第68条、第68条の2、第70条第4項)		○	
	(4)・(5) 省略			
	(6) 処分した旨の通知(省令第27条第2項)			○
8 積立式宅地建物販売法の施行に関する事務	1 積立式宅地建物販売業者の許可に関すること。			
	(1) 許可に係る措置(第3条、第7条、第8条)		○	
	(2) 変更の届出及び廃業届の受理(第10条第1項、第2項、第11条第1項)			○
	(3) 変更の命令(第10条第3項)			○
	(4) 名簿等の閲覧(第13条)			○
	2 積立金等保全措置についての権利の実行に関すること。			
	(1) 省略			
	(2) 保全措置の届出の受理(第21条第1項)			○
	(3) 保全措置の変更の承認(第23条第2項、第3項)			○
	(4) 新たな保全措置の届出の受理(第24条第1項)			○
	(5) 公告及び通知(第29条)		○	
	(6) 供託書の写しの受理(第30条第2項)			○
	3 監督に関すること。			

	(8)~(10) 省略			
	2 宅地建物取引主任者資格試験に関すること。			
	(1) 試験の実施(第16条、第16条の17第1項、第3項、 第17条第1項、省令第10条第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条)		○	
	(2)・(3) 省略			
	3・4 省略			
	5 宅地建物取引主任者証に関すること。			
	(1) 交付(第22条の2第1項、第5項)			○
	(2)~(5) 省略			
	6 営業保証金に関すること。			
	(1)・(2) 省略			
	(3) 保管替え等の届出の受理(省令第15条の4第1項)			○
	(4)~(8) 省略			
	7・8 省略			
	9 監督に関すること。			
	(1) 指示及び業務の停止命令(第65条、第70条第1項、第2項)		○	
	(2) 省略			
	(3) 宅地建物取引主任者の事務の禁止及び登録の消除(第68条、第68条の2、第70条第3項)		○	
	(4)・(5) 省略			
	(6) 違反容疑の通知(省令第28条)			○
	10 経由書類の遅達に関すること。(第4条第1項、第19条の2、省令第4条の2第2項、第4条の3第3項、第4条の4第3項、第4条の5、第5条の3第3項、第15条の3、第26条の4の2)			○
8 積立式宅地建物販売法の施行に関する事務	1 積立式宅地建物販売業者の許可に関すること。			
	(1) 許可に係る措置(第3条、第7条)		○	
	2 積立金等保全措置についての権利の実行に関すること。			
	(1) 省略			
	3 監督に関すること。			